

【学校開放等に準じる施設】利用のしおり

新居浜市生涯活躍のまち拠点施設指定管理者である株式会社ハートネットワークは、学校開放等に準じる事業において、運営主体として申請受付及び許可書の発行及び貸し出しに係る管理一式をおこないます。

＜ご利用方法＞

学校開放等に準じる事業に予め登録された団体は、固定された利用スケジュールに沿って、事前に施設の使用を予定していますが、該当月の前月 20 日まで（20 日が月曜の場合は、翌火曜日まで）に、該当月の利用申請を提出していただきます。

（新規団体の登録は行っておりません。）

●利用申請書の提出・支払いについて

- ① 利用申請書は、ホームページ及び事務局窓口で受付します。（TEL/FAX番号：0897-39-6789）なお、郵送でのお申し込みは受付できません。
- ② 申込が完了しましたら、使用料金（一月分）を支払期日（前月中）までにお支払ください。
- ③ 使用料金のお支払い完了後、利用許可確認通知をご登録のメールアドレスへ送付又はご本人へお渡しいたします。

施設使用料	無 料
照明使用料	運動場ナイター：1,000円 体育館照明：200円

＜ご利用にあたって＞

1 利用権の譲渡等の禁止

利用権の譲渡・転貸はできません。また契約日以後の利用者および利用内容の変更もできません。

2 管理責任と管理者の設定

火災・地震・停電等の理由で事故が発生した場合、当施設の過失がない限り、当施設では一切の責任を負いません。また盗難事故等に関しても、当施設では一切の責任を負いません。

3 撮影について

撮影に伴う人的・物的損害や映像、画像等の成果物により発生した損害について、当施設では一切の責任をおいかねますので、あらかじめご承知おきください。

4 その他

利用の際に発生したゴミ等は、お持ち帰りください。

施設内の備品等を無断で使用することは禁止いたします。必要な場合はあらかじめご確認ください。

5 非常事態

- 火災や地震等が発生した場合は、全館に非常放送が入りますので、あらかじめご承知おきください。
- 非常事態の場合、必ず当施設の指示に従ってください。
- 病人やけが人が発生した場合は応急処置を講じるとともに、その旨を事務所へご連絡ください。

6 原状復帰

- 終了後、利用した設備や備品は必ず元の状態に戻してください。
- 終了後は、必ず当施設職員の点検を受けてください。
- 施設や備品の破損や紛失が発生した場合は、ただちに当施設事務所に報告をし、指示に従うとともに、「汚損・毀損・滅失届」をご提出ください。

7 その他

- 盗難や紛失が起こらないよう、貴重品の管理は利用者の責任において行ってください。
- すべての壁への張り紙や立て掛けは禁止いたします。

8 利用の開始と終了

施設の利用に係るカギの受け渡しは、事務室で行います。利用開始時に事務室で体育館もしくはナイター電源ボックスの鍵を受け取り、すべての利用終了後、利用者は必ず、21時30分までに事務所へ、鍵をご返却ください。利用者が退出した時点で利用の終了となります。（なお、月曜日は休館日ですので、別途受け渡し方法を検討します。）

9 使用の取消・変更及び使用料金の還付

使用しようとする日の5日前までの使用の取消または雨天等やむを得ない理由による取消の場合の使用料金は、利用者から取消の申し出があり「新居浜市生涯活躍のまち拠点施設使用料還付申請書」が提出された場合にのみ、全額還付をいたします。期日までの取消の申し出、申請書の提出がない場合はいかなる理由があっても還付できません。